第1回 鳥取県中部地域公共交通協議会 次第

と き 平成 28 年 8 月 1 日 (月) 15 時 00 分~16 時 30 分 ところ 倉吉市役所 大会議室(本庁舎 3 階)

日	程 ————	

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
- (1) 平成27年度事業報告及び決算報告について (資料1)
- (2) 鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について (資料2)
- 4 報告事項
- (1)副会長、監査委員の指名について (資料3) 副会長 (1名) 監査委員(2名)
- (2) 各種事業の進捗状況について (資料4)
- 5 その他
- 6 閉 会

平成27年度事業報告書

期日	事業内容	(協議事項)
平成 27 年 6 月 3 日	第1回 幹事会	
平成 27 年 8 月 4 日	第2回 幹事会	
平成 27 年 10 月 6 日	第3回 幹事会	局収宗中の地域公共文通総占建協計画の改定について
平成 27 年 10 月 21 日	第4回 幹事会	
平成 27 年 10 月 29 日	第5回 幹事会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
十八 27 平 10 月 29 口	第5四 针爭云	第1回協議会の開催について
平成 27 年 11 月 12 日	第1回 協議会	平成 26 年度事業報告及び収支決算について
十八 27 平 11 月 12 口	第「凹 励識玄 	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
平成 27 年 11 月 27 日	第6回 幹事会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
亚世 20 年 2 日 10 日	第7回 於東会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
平成 28 年 2 月 10 日	第7回 幹事会	第2回協議会の開催について
亚世 20 年 2 日 22 日	第2回 協議会	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の改定について
平成 28 年 2 月 23 日	第2回 協議会 	平成 28 年度事業計画(案)及び当初予算(案)について

平成27年度収支決算報告書

1 歳入 (単位:円)

. //2/						\ - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 負担金	1 負担金	1 負担金	175, 374	270, 000	△94, 626	倉吉市
4諸収入	1諸収入	1 雑入	32	0	32	預金利息
歳入合計			175, 406	270, 000	△94, 594	

2 歳出 (単位:円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1運営費	1会議費	1会議費	68, 800	160, 800	△92, 000	協議会幹事会委員報酬 64,000 費用弁償 4,800
	2事務費	1事務費	106, 606	109, 200	△2, 594	通信運搬費 15, 886 印刷製本費 90, 720
歳出合計			175, 406	270, 000	△94, 594	

歳入合計 175,406 円 - 歳出合計 175,406 円 = 差引 0 円

監査報告

鳥取県中部地域公共交通協議会の平成27年度会計決算について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等に基づき監査を行った結果、すべて適正に処理されていることを認めました。

平成28年6月22日

鳥取県中部地域公共交通協議会会長 様

監査委員 JR西日本米子支社 倉吉駅長

流路公則 [

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部改正について(案)

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を対応する同表の改正後の欄中下線が引かれ た部分に改める。

た部分に改める。 改 正 後 改 正 前

(協議会の委員)

- 第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから倉吉市 長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 圏域を構成する市町の長又は市町の 長が指名する職員
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の職 員
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に属する者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手 が組織する団体に属する者
 - (5) 鉄道事業者の職員
 - (6) <u>公共交通空白地</u>有償運送事業者の職員
 - (7) 道路管理者の指名する職員
 - (8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国 運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員
 - (9) 倉吉警察署長又は倉吉警察署長の指 名する職員
 - (10) 圏域を構成する市町の地域公共交通の利用者
 - (11) 学識経験者

(協議会の委員)

- 第3条 協議会は、20人以内の委員をもって 組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから倉吉市 長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 圏域を構成する市町の長又は市町の 長が指名する職員
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の職 員
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に属する者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手 が組織する団体に属する者
 - (5) 鉄道事業者の職員
 - (6) 過疎地有償運送事業者の職員
 - (7) 道路管理者の指名する職員
 - (8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国 運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員
 - (9) 倉吉警察署長又は倉吉警察署長の指 名する職員
 - (10) 圏域を構成する市町の地域公共交通の利用者
 - (11) 学識経験者

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱 (案)

(設置)

第1条 倉吉市並びに三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町は、鳥取県中部圏域(以下「圏域」という。)の地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥取県中部地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事業に関すること。

(協議会の委員)

- 第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから倉吉市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 圏域を構成する市町の長又は市町の長が指名する職員
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の職員
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体に属する者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体に属する者
 - (5) 鉄道事業者の職員
 - (6) 公共交通空白地有償運送事業者の職員
 - (7) 道路管理者の指名する職員
 - (8) 中国運輸局鳥取運輸支局長又は中国運輸局鳥取運輸支局長の指名する職員
 - (9) 倉吉警察署長又は倉吉警察署長の指名する職員
 - (10) 圏域を構成する市町の地域公共交通の利用者
 - (11) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

- 第4条 協議会に会長及び副会長(以下「役員」という。)をそれぞれ1名置く。
- 2 会長は倉吉市長とし、副会長は会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、役員は、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的である事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席することができない委員があらかじめ通知された議事について、書面をもって表決し、 又は当該委員が属する団体又は組織に属する者を代理人として出席させた場合は、当該委員が会議 に出席したものとみなす。
- 4 会議は、会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することにより地域福祉の向上に資するため、 誠意及び責任のある議論を行うよう努めなければならない。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合は、非公開とする。
- 8 会長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。 (幹事会)
- 第6条 会議の運営に当たって必要な事項を処理させるため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事は、圏域を構成する市町の担当課長並びに委員のうち一般乗合旅客自動車運送事業者の職員 及び学識経験者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審査した事項については、協議会に報告するものとする。 (分科会)
- 第7条 会長は、圏域を構成するそれぞれの市町における地域公共交通に関する事項を協議するため に必要があると認めるときは、協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、次の各号に掲げる分科会について、当該各号に定める市町に関する地域公共交通について協議するものとする。
 - (1) 倉吉市分科会 倉吉市
 - (2) 三朝町分科会 三朝町
 - (3) 湯梨浜町分科会 湯梨浜町
 - (4) 琴浦町分科会 琴浦町
 - (5) 北栄町分科会 北栄町
- 3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。
- 4 分科会長は、分科会で決議された事項について協議会に報告するものとする。
- 5 協議会は、分科会の決議事項を協議会の議決とすることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の委員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該 事項の誠実な実施に努めるものとする。 (守秘義務)

第9条 委員及び第5条第8項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により会議に出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務局は、倉吉市総合政策課に置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財務に関する事項)
- 第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第12条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 監査委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

(この要綱の制定に伴う経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第3条第3項及び第4条第4項の規定に かかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

副会長、監査委員の指名について

委員の任期が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了したことに伴い、鳥取県中部地域公共 交通協議会設置要綱第 4 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり副会長、 監査委員を指名します。

副 会 長 米子工業高等専門学校 准教授 加藤 博和 (再任)

監査委員 JR西日本米子支社 倉吉駅長 尾崎 公則(再任)

監査委員 倉吉市地域公共交通会議 会長 羽根田 真弓 (再任)

平成28年度スケジュール		T				T	1	1	T	T	T	Г		T	Т	Т	T	1
	平成28年月																	
	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1.JRダイヤ乗継検証													10月ダイヤ改	正に向けた検証(パ	(ス事業者)			
2.乗降調査				・仕様書の作成 ・入札公告の作成			・公告(1ヶ月	程度)	・契約書の作 成	契約•事業実)	施(7月~3月)							
3.交通不便地域におけるヒアリング等調査の内容検討	₫												次年度の調査	内容の検討		次年度の調査	内容の検討	
4.フリー乗降区間の調査													要望箇所の照	会(調査開始)		要望箇所のと	りまとめ	
5.病院からの帰宅対応するダイヤ検証													10月ダイヤ改	正に向けた検証(ハ	(ス事業者)			
6.交通空白地有償運送への補助	補助事業実	施(補助申請~	·交付決定~事	業実施)									次年度の調査 利用者の満足	内容(運営がうまく 度)の検討	いっているか、	次年度の調査	内の検討	
7.コナンミステリーツアーの利用状況の把握・分析													利用状況のデ	一タ取得開始		結果の共有・名	分析方法の検討 -	
8.結節点整備 ※乗降調査の結果を経て、検討																		
9.バス停上屋点検							バス停上屋原	点検(6月~9月)										
10.新規バス停上屋設置	※要望があ	った際に対応(<i>)</i>	次年度予算に	おいて設置予算	や補助予算の要	求を行う)												
11.バスブック													バスマップ残数	女の確認、新規情報	吸の把握(照会)	残数、新規情報	報の共有	
12.ICカード導入 ※県の検討状況の報告													県における検	討状況を報告		県における検	討状況を報告	
13.乗換え割引制度 ※2. 乗降調査の中で検討																		
14.上限運賃額引き下げ													次年度調査内	容の検討		次年度調査内	容の検討	
15.補助制度の拡充													次年度調査内	容の検討		次年度調査内	容の検討	
16.割引制度の周知 ※HP掲載、広報掲載													次年度の認知	度•利用実態調査(の内容検討	次年度調査内	容の検討	
17.観光客用バスパンフレット													バスマップ残数	女の確認、新規情報	吸の把握(照会)	残数、新規情報	報の共有	
18.観光タクシー運行教育プログラム	※随時実施	、本年度は、地	方加速化交付	・金活用によるFI	T受入対応実験	事業(インバウン	ノド版タクシー選	27年証実験、27	次交通マーケテ	ィング及び拠点	(整備)を実施予	定						
19.高校生や保護者へのコミュニケーションアンケート													次年度調査内	容の検討		次年度調査内	容の検討	
20.エコ通勤													次年度調査内	容の検討		倉吉市報掲載 内容の検討	、次年度調査	バスの日利用即促進PR
21.バス路線変更に伴う運行計画づくり																		
22地域主体の取組みへの支援	※上屋設置	に対する補助要	要望があった際	《に対応(次年度	予算において補	助予算の要求を	を行う)						追加支援策の	検討		追加支援策の	検討	
幹事会					【5/19】 ・指標の検討・仕様書の検 ・バスト方法 ・予定価格	討 点検について				協議会設置要 について	事業のスケ いて 地域公共交通 長綱の一部改正 5 第1回協議会		作成 • 平成29年度」	掲する基礎資料の 以降に行う調査に ・検討(県との調 ・・依頼		の分析	掲する調査結果 以降に行う調査 討(県との調	
協議会													告・鳥取県中部は 会設置要綱の ・副会長、監査 いて	事業報告、決算報 地域公共交通協議 一部改正について 委員の指名につ 進捗状況について				

	10月				11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	¢	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		中旬	下旬		中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1.JRダイヤ乗継検証	10月ダイ	ヤ改正の	の報 告											4月ダイヤ改正	に向けた検証				4月以降ダイヤ改正の報告
2.乗降調査					中間報告(斡	事会)										結果報告(協議	養会)	完了・検査・3	払
3.交通不便地域におけるヒアリング等調査の内容検討	寸次年度の	調査内容	容の検討		次年度の調	査内容の検討			次年度の調査	内容の検討				次年度の調査	内容の検討				
4.フリー乗降区間の調査	次年度に	おける道	道路状況を	満たす場所抽	出作業時期検討	t													
5.病院からの帰宅対応するダイヤ検証	10月ダイ	ヤ改正の	の報告											4月ダイヤ改正	に向けた検証				4月以降ダイヤ改正の報告
6.交通空白地有償運送への補助	次年度の	調査内の	の検討		次年度の調	査内の検討			次年度の調査	内の検討				次年度の調査	内の検討				
7.コナンミステリーツアーの利用状況の把握・分析	分析結果	共有												利用状況のデ	一タ取得		取得結果		
8.結節点整備	※乗降調	査の結	果を経て、	検討															
9.バス停上屋点検	点検結果	!共有			予算要求														
10.新規バス停上屋設置					予算要求														
11.バスブックの作成	案の作成	t			バス協会への提供	案													
12.ICカード導入	県におけ	る検討物	犬況の報告		県における	検討状況の報告			県における検討	対状況の報告				県における検討	対状況を報告				
13.乗換え割引制度																			
14.上限運賃額引き下げ	次年度調	查内容(の検討		次年度調査	内容の検討			次年度調査内	容の検討				次年度調査内	容の検討				
15.補助制度の拡充	次年度調	查内容(の検討		次年度調査	内容の検討			次年度調査内	容の検討				次年度調査内	容の検討				
16.割引制度の周知	次年度調	查内容(の検討		次年度調査	内容の検討			次年度調査内	容の検討				次年度調査内	容の検討		倉吉市報掲載		
17.観光客用バスパンフレット	案の作成	t			バス協会への提供	案													
18.観光タクシー運行教育プログラム																			
19.高校生や保護者へのコミュニケーションアンケート	次年度調	查内容(の検討		次年度調査	内容の検討			次年度調査内	容の検討				次年度調査内	容の検討				
20.工コ通勤	次年度調	查内容(の検討		次年度調査	内容の検討			次年度調査内	容の検討				次年度調査内	容の検討				
21.バス路線変更に伴う運行計画づくり					次年度調査	内容の検討			次年度調査内	容の検討				次年度調査内	容の検討				
22地域主体の取組みへの支援	追加支援	策の検	討		予算要求														
幹事会	路線の分 ・平成29 ²	・析・評価 年度以降 の検討(锋に行う調査 (県との調		・乗降調査中間報告 ・平成29年度以降に行う記査について	麦			線見直し案の複 費の試算、見記 計	- 吉果に基づく路 検討、運行経 直し基準の検 以降に行う調査				算(案) ・平成28年度乗 いて	事業計画(案)、予 建降調査結果につ 定施調査について				
協議会																・平成29年度 予算(案) ・平成28年度 について ・平成29年度 て			

鳥取県中部地域公共交通総合連携計画 掲載事業の進捗と評価

(参 調査を まま		中 は は ない	平成29年度 (実施司) (実施司) 年度に協議会で検討)	中 成 29 年 度 2 2 3 4 2 3 4 2 3 4 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3	幣
(参考) 必要なデー 請 夕、調査 B	JR時刻表の調査 随時	乗降調査 特別と重複する部分の 中機と重金行動の 及び補助金削減額のは 平 其機部分の運行形態の 変更に係る経費試算 住民に対する利用薬態 住民に対する利用薬態	公共交通に対する 中 住民のニーズや 度 意向を把握するた (第 めのアンケート調 年] 査 養託を検討] 計	道路の状況(見通 中 しのよさ、幅員な 度、 ど)や交通量、安 (第 全面等の要件を 能 満たす区間の抽 る能 出	時刻表の調査 随時
評価指標	乗継問題便数/駅接続便数 調整をしたかどうか(基準など必要。いつ(何回)) 利用者の満足度(* アンケートなどによる)	幹線と重複する部分の見直し距離数(m) 幹線と重複する部分の一本化による補助金削減額(円) 支線部分の運行形態の変更に係る経費(円) ※幹線=国庫補助路線 ※支線=国庫補助路線以外 解消できた距離数/現状の重複距離数→高めていく	バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数(バス停、或いに公共交通空白地有償運送乗降箇所より400m以上離れた集落数)デマンド型交通等利用者数	フリー乗降区間バス利用者数利用者の満足度(*アンケートなどによる)	ダイヤ変更便数/ダイヤ変更必要便数調整をしたかどうか(基準など必要。いつ(何回))利用者の満足度(*アンケートなどによる)
平成 32年度					
平成 31年度		住民周知運行開始	住民周知運行開始	住民周知運行開始	
平成 30度		地域說明 ※通し番号 21で実施 予算計上	地域記号 ※通し番号 21で実施 予算計上	地域說明 ※通し番号 21で実施 予算計上	
平成 29年度		実施検討 ※適し番号 33とめわせ て実施 アンケート (委託)※通 ・番号21で	調香(後記) ※適し番号 21で実施 対応策の検 計算の検 計算の検 計算の検 報助金算定	場所の抽出	
平成28年度	検証・ダイ か 改正 (随時)	兼廃調査(資本語) 本語 本語 (資本 本語 本語 できる (資本 本語 できる) できる (資本 本語 できる) できる (重し 本語 の 年 の 年 の 年 の 年 の 年 の 年 に に に に に に に に	調査内容の 検討	星	検証・ダイ ヤ改正 (随時)
农	JRダイヤに合わせ たバスダイヤの乗り 継ぎを検証する。	幹線部分の重複す る路線を一本化す る。支線部分の運行 形態(デマンドの導 入等)について検討 する。	行不上的	各路線におけるフリー乗降の可能な区間を検討する。	昼前に集中する病 院帰宅者に対応す るため各路線のダイ ヤを検証する。
通海	-	2	ဇ	4	5
施策及び事業	JRとバスダ イヤの検証 及び改善 及び改善	幹線・支線に おける運行 形態の検討	バス利用が 困難な地域 の対応検討	フリー兼降 区間の検討	病院からの 帰宅便の充 実

鳥取県中部地域公共交通総合連携計画 掲載事業の進捗と評価

(参考) 調査の 時期		中 及 23 年 及 29 年 (観 2 路) の 対 象 を 選 定 後 (後 2 ま) を 3 年 (後 3 ま) を 3 年 (4	中成29年度 (東欧暦 (東陸調査により) (東陸調査により) にまりに後)	平成28年度以降	
(参考) 必要なデー タ、調査		観光客に対する公 共交通の利便性 における意識調査 【委託を検討】	結節点現地調査 配置機能の検討 候補地の選定	定期的な点検 (5 年に一度は点検・ 記録、点検用シート)	
評価指標	バス、公共交通空白地有償運送等の公共交通の利用が困難な集落数 (いな)等、或いは公共交通空白地有償運送乗降箇所より400m以上離れた集 落数)公共交通空白地有償運送利用者数 人 公共交通空白地有償運送費用 円/公共交通空白地有償運送利用者数 人 は要がうま(いっているか(*ヒヤリングなどによる) 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	観光客バス利用者数 路線バスにおける観光目的での利用者数→増加させ ていく *ニーズ調査などが必要	.外できた路線・系統の運行経費削減効果 r-トなどによる)	調査点検箇所数 か所 修繕実施割合 修繕実施済 か所/整備必要箇所 か所	新規設置箇所数/新規設置希望箇所数
平成 32年度			鄰	多	
平成 31年度			野雅	修繕	
4 30 万		张 裙	整備 ※全箇所を一度 ※全箇所を一度 「整備することが「困難な場合は、複数年に分けて整備を行う。な と (重行開始まで おい 道行開始まで 「こは整備系みとすること。前年度 予算化。	移	
平成 29年度		対応策の検 計量的金貨に 実施検討 関係の平成 27年~平成 28年のデー タを分析	結節点を検討 計算	多	
平成 28年度	補助(随 時)	5在路線の観光 利用を検討する 利用を検討する ファーの利リ ファーの対 7をもとに、公共 で通び込路線と こての可能性を 検討する	兼降調査(資料調査)	調査点検修繕	検討(随 時)
松	公共交通空白地有 償運送事業に係る 立ち上げ経費、運営 経費に対する補助を 行なう。	バス利用による観光 客の利便性を検証 する。		中部地区における 既存バス停上屋の 点検を実施し、適正 な管理を行う。	要望等によるバス停 上屋の設置を検討 する。
通 当 中	9	7	8	6	10
施 海 乗 業 が	公 田	観光客のバス利用利便性の確保	結節点整備 の検討 の検討	既存バス停 の点検実施 (移動も検 討)	新規バス停 上屋設置の 検討

掲載事業の進捗と評価
鳥取県中部地域公共交通総合連携計画

(参考) 調査の 時期	班	平成28年 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	平成28年度以降		中 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)
(参考) 必要なデー タ、調査	情報の刷新	導入コストの算定。	系統を再編した場合の路線の試算。 割引運賃、通常運賃の試算。 賃の試算。		バス未利用者に 対するアンケート 調査 試験的な割引券 の配付 【委託を検討】
評価指標	「ぐるっとバスなび」の発行枚数、配布枚数*新規作成の検討も	導入のお手導入 検討したかどうか 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	割引率(割引運賃/通常運賃) 検討したかどうか 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	上限運賃額引下率(見直し運賃/上限運賃) 検討したかどうか 利用者の満足度(*アンケートなどによる)	支援対象者数 *運転免許自主返納への支援策としても検討して は?
平成 32年度					
平成 31年度					住民周知実施
平 30 万					実施検討 予算計上
平成 29年度					調査(委託) (試験的な割引券 の配付) 補助金算定※利 用者・連行事業 者に対する補助
平成 28年度	情報の刷 新(随時)	帰り を対す にあわせ て検討 (随時)	補	※ を 地間 で か で で を と と を と が は が は が が が が が が が が が が が が が が が	調査内容の 検討 検討 検討 ※全体の料 金を下げると いった内容 であれば通 し番号14で 実施
松	公共交通、各種施設、観光施設等に関 設、観光施設等に関 する情報を掲載した バスマップの作成を 検討する。	鳥取市が導入を検 計しているICカード の導入について、中 部地区での導入を 検討する。	幹線と支線との乗換 え時の料金割引制 度について検討を行う。	現在の上限運賃(日 交700円、日ノ丸801 円)について利用促 進の観点から引き下 げを検討する。	高齢者に対する定 期購入補助等、利用 促進に向けた各種 補助制度を検討す る。
開 場 出 日	-	12	13	14	15
施策及 事業	バスブックの 作成検討	ICカード導 入検討	乗り換え割 引制度の検 討	上限運賃額 引き下げ等 の検討	各種補助制 度の拡充検 計 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

鳥取県中部地域公共交通総合連携計画 掲載事業の進捗と評価

(参考) 調査の 時期	平成29年度以降 (実施前 (実施前 年度に協議会で検討)	報			
(参考) 必要なデー タ、調査	各種割引制度の 部知度ない 認知度ない 選別 選別 選別 選別 選別 選別 選別 選別 [委託を検討]	情報の刷新	なし		
評価指標	支援対象者数 利用者数 周知回数·内容	「ぐるっとバスなび」の発行枚数、配布枚数 *新規作成の検討も	プログラム数 研修回数 研修参加人数 受講者の満足度・役立ち度(* アンケートなどによる)	コミュニケーションアンケート対象者数 コミュニケーションアンケート実施による利用者数(アンケートへの割引チケット添付等により) 検討したかどうか(検討内容など) 実施校数(モデル的に)	各種メディア数 チラシ配布枚数 PRを実施した場所におけるバス利用者数 検討したかどうか(検討内容など) 実施会社・団体数(モデル的に)
平成 32年度	HP·広報掲 載				「バスの 日」利用 促進PR活 動
平成 31年度	HP·広報掲 載				「バスの日」 利用促進PR 活動
平 30度	HP·広報掲 載			事 (茶 (茶	事後調査 (委 託) 「バスの日」 利用促進PR 活動
平成 29年度	HP·広報掲載 載調査(委託) ※認知度・利用実態調査			アンケート (委託)	アンケート (委託) 「バスの日」 利用促進PR 活動
平成 28年度	HP・広報掲 載 調査内容の 検討※認知 度・利用実態	情報の刷 新(随時)	プログラ ムの実施 (随時)	アンケート内容の検討	7ンケート内 容の検討 「バスの日」 利用促進PR 活動
区	高齢者定期等の各種割引制度を、広報・HP・関係機関等で周知する。	観光に特化したバス パンコレットの作成 を検討する。	観光タケシーの活性 化を図るため、乗務 員に対する教育プロ グラムの実施を検討 する。	高校生や保護者を 対象とした意識改革 のためのアンケート の実施を検討する。	エコ通勤の促進に向 けた取り組み(企 業、団体への働きか け)を検討する。
開開出	16	17	18	19	20
施 海 乗 乗 び	バス事業者 割引制度の 周知	観光客用バ スパンフレッ トの作成検 討	観光タクシー 運行に係る 教育プログ ラムの実施 検討	コミュニケー ションアン ケートの実 施検討	エコ通勤の 促進に向け た取り組み 検討

鳥取県中部地域公共交通総合連携計画 掲載事業の進捗と評価

	•	
(参考) 調香の 時期	中 英 英 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女 女	
(参考) 必要なデー タ、調査	見直し対象路線沿線地域における住 線地域における住 民アンケート 【委託を検討】	
評価指標	地元説明回数 再編成路線数	バス停留所上屋新規設置箇所数/新規設置希望箇所数 所数 *自主的取り組みに対する支援内容の追加検討も
平成 32年度		
平成31年度		
平成30度	地域説明 ※通し番号 2,3,4に関連	
平成29年度	アンケート・ 調査(委託) ※通し番号 2.3に関連	
平成28年度	アンケート・ 調査内容の 検討※通し 番号2,3に関 連	バス停留 所上屋整 補事業費 補助(随
区	バス路線の再編を 実施する場合に、地域に出向いて行政と 住民が共同で運行 計画を策定する。	地域の自主的な取組みに対する支援を行う。
通権つ守	21	22
施 海 事 業 び	バス路線再 編に伴う運 行計画づくり の推進	地域主体に よる取り組 み支援